

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第23期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社ゲオ
【英訳名】	GEO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森原 哲也
【本店の所在の場所】	愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3
【電話番号】	0568 33 4388
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 久保田 貴之
【最寄りの連絡場所】	愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3
【電話番号】	0568 33 4388
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 久保田 貴之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第3四半期連結 累計期間	第23期 第3四半期連結 累計期間	第22期 第3四半期連結 会計期間	第23期 第3四半期連結 会計期間	第22期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	181,654	188,472	66,327	73,075	242,619
経常利益(百万円)	10,512	9,409	4,563	4,944	13,891
四半期(当期)純利益(百万円)	4,969	6,020	2,360	4,499	6,771
純資産額(百万円)	-	-	38,561	46,215	39,510
総資産額(百万円)	-	-	125,713	141,330	118,516
1株当たり純資産額(円)	-	-	68,284.65	80,068.06	71,512.78
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	9,289.21	11,259.88	4,412.28	8,421.48	12,658.66
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	9,278.48	11,232.68	4,398.22	8,404.14	12,637.42
自己資本比率(%)	-	-	29.1	30.2	32.3
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	21,186	14,896	-	-	22,226
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,659	7,750	-	-	9,879
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	8,917	2,246	-	-	10,927
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	25,841	24,550	19,650
従業員数(人)	-	-	2,958	3,191	2,963

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

### 3【関係会社の状況】

(1) 当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株)ゲオビジネスサポート	愛知県春日 井市	9	小売サービス事業	100.0	

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

(2) 当第3四半期連結会計期間において、連結子会社であった株式会社ゲオサプライ、株式会社ゲオイエス、株式会社ゲオリークル、株式会社ゲオグローバル、株式会社ゲオナイン、株式会社ゲオフロンティア、株式会社ゲオエブリ、株式会社ゲオシティ、株式会社ゲオステーション、株式会社ゲオアクティブ、株式会社スパイキーを吸収合併しております。

### 4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	3,191	(9,523)
---------	-------	---------

(注) 従業員数は、当第3四半期連結会計期間の末日現在の就業人員であり、( )内に臨時雇用者数(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	1,895	(6,694)
---------	-------	---------

(注) 1. 従業員数は、当第3四半期会計期間の末日現在の就業人員であり、( )内に臨時雇用者数(1日8時間換算)を外数で記載しております。

2. 従業員数が、当第3四半期会計期間において1,752名増加したのは、小売サービス事業会社であった株式会社ゲオサプライ、株式会社ゲオイエス、株式会社ゲオリークル、株式会社ゲオグローバル、株式会社ゲオナイン、株式会社ゲオフロンティア、株式会社ゲオエブリ、株式会社ゲオシティ、株式会社ゲオステーション、株式会社ゲオアクティブ、株式会社スパイキーを吸収合併したことによるものであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【販売の状況】

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(百万円)

セグメントの名称	第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同期比(%)
小売サービス事業	67,978	-
不動産事業	1,136	-
アミューズメント事業	3,164	-
その他	795	-
<合計>	73,075	-

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準指針第20号 平成20年3月21日)を適用し、セグメント区分を変更しております。変更の内容については、「第5 経理の状況 1.四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

## 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、為替における円高水準や消費支出の低迷が続く中、企業努力による業績回復が一部において見られるものの、エコカー補助金の終了やエコポイントの減少など、景気回復に向けては先行き不透明な状況が続いております。

このような中、当社グループにおきましては、上半期に引き続き積極的に出店を実施し、収益の拡大に努めてまいりました。

その結果、当第3四半期連結会計期間の成績は、売上高73,075百万円（前年同期比10.2%増）、営業利益4,972百万円（前年同期比12.6%増）、経常利益4,944百万円（前年同期比8.4%増）、四半期純利益4,499百万円（前年同期比90.6%増）となりました。

以下は、平成22年12月31日現在の当社グループの店舗数の状況であります。（ ）内は前期末比増減

	直営店	代理店	F C店	合計
ゲオグループ店舗施設数	1,107 (+86)	102 (+20)	140 ( 2)	1,349 (+104)
小売サービス店舗	1,055 (+76)	102 (+20)	140 ( 2)	1,297 (+94)
メディア商材取扱店舗	886 (+92)	102 (+20)	97 ( 5)	1,085 (+107)
リユース商材取扱店舗	453 (+160)		43 (+3)	496 (+163)
総合リサイクル店舗	118 ( 11)		37 (+2)	155 ( 9)
携帯電話販売店等	36 ( 5)			36 ( 5)
アミューズメント施設	52 (+10)			52 (+10)
ゲオディノス	20 ( 1)			20 ( 1)
ウェアハウス	12 (+12)			12 (+12)
フィットネス施設	13 (0)			13 (0)
複合カフェ・飲食店	7 ( 1)			7 ( 1)

従来、店舗数の状況につきましては、店舗名称毎にて店舗数をカウントしておりましたが、併設店舗や店舗内ショップにつきましては1店舗施設とし、その内訳として取扱商材サービス別の店舗施設数を表示しております。

当第3四半期連結会計期間におけるセグメントの業績は次のとおりであります。

(百万円)

セグメントの名称		第3四半期連結会計期間		第3四半期連結累計期間	
		(百万円)	前年同期比	(百万円)	前年同期比
小売サービス事業	売上高	67,978	-	175,174	-
	営業利益	5,551	-	10,404	-
不動産事業	売上高	1,136	-	2,691	-
	営業利益	49	-	128	-
アミューズメント事業	売上高	3,164	-	8,448	-
	営業利益	53	-	19	-
その他	売上高	795	-	2,158	-
	営業利益	70	-	49	-

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用し、セグメント区分を変更しております。そのため、前年同四半期における事業の種類別セグメントと当四半期のセグメント情報の区分方法及び測定方法が異なり、前年同四半期との単純比較が不可能であるため記載しておりません。

#### 小売サービス事業

小売サービス事業では、当第3四半期連結会計期間におきましても積極的に出店を行い、メディアショップ1,085店、リユースショップ496店、メディアショップへの古着コーナー導入18店を実施いたしました。メディアショップにおけるレンタル部門では、お客様が利用しやすい料金でサービスを行うなどの販売促進により、売上高は順調に推移いたしました。

一方、物販部門におきましては、依然として消費低迷が続いており、人気商品以外はなかなか売れない状況となっており、特にCD、DVD、書籍販売は、上半期と同様に売上水準は低迷しております。

ゲーム関連商品につきましては、期待が高まっております。「3DS」の発売は平成23年2月となりましたが、当第3四半期連結会計期間にはクリスマス、年末商戦に向けて「モンスターハンターポータブル 3rd」が発売され、タイトル別の過去最高販売本数を記録するなど、ゲーム関連商品全体の売上は増加する結果となりました。

以下は、当第3四半期連結会計期間末における会員の状況であります。

#### 会員数(増減は前期末比較)

(千人)

	平成22年3月末	平成22年9月末	平成22年12月末	増減
ゲオ会員数	11,547	12,540	12,825	+1,277

(注)平成22年3月1日より、共通ポイントサービス「Ponta」に参画したことにより、ポイント会員はレンタル会員と統合され、ゲオ会員となっております。

#### 不動産事業

不動産事業におきましては、住宅ローン減税や長期優良住宅減税などの住宅取得優遇政策等が下支えとなり、一部に明るさが見られるものの、本格的な回復にはなお一層の時間を要するものと思われれます。

このような状況のもと、株式会社ゲオエステートはデベロップメント事業として自社開発マンション及び宅地開発等6物件56戸・区画、リセール事業として再販マンション及び宅地等3物件50戸・区画を引渡しました。

#### アミューズメント事業

アミューズメント業界におきましては引き続き厳しい状況で推移しており、株式会社ウェアハウスの連結子会社化による収益が加わったことから売上高は増加しておりますが、株式会社ゲオディノスにおけるゲーム事業での下げ止まりが見られたものの、利用者増加に繋がる新型機器も少なく、ゲーム事業以外では売上が減少する状況となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前第3四半期連結会計期間末に比べ1,290百万円減少し、24,550百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は10,128百万円（前年同四半期は7,259百万円の増加）となりました。

これは、レンタル用資産の取得による支出が4,017百万円ありましたが、税金等調整前当四半期純利益が4,589百万円とレンタル用資産減価償却費が3,326百万円、仕入債務の増加額8,119百万円ありましたが主な要因であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は3,286百万円（前年同四半期は794百万円の減少）となりました。

これは、有価証券の売却による収入が1,500百万円ありましたが、有形固定資産の取得による支出が1,768百万円と有価証券の取得による支出が650百万円、貸付による支出が859百万円ありましたが主な要因であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は5,847百万円（前年同四半期は2,638百万円の減少）となりました。

これは、短期借入れによる収入が4,100百万円と長期借入れによる収入が1,500百万円ありましたが、短期借入金の返済による支出が5,984百万円と長期借入金の返済による支出が3,453百万円ありましたが主な要因であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、改修等の計画はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	585,192	585,192	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	(注)2
計	585,192	585,192		

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日以降この四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 旧商法に基づき発行した新株予約権

株主総会の特別決議日(平成17年6月27日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	350個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	700株
新株予約権の行使時の払込金額	150,000円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 150,000円 資本組入額 75,000円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他、行使の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した契約に基づく。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡、質入、その他処分することはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

会社法に基づき発行した新株予約権

取締役会の決議日（平成21年8月4日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	1,102個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,102株
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	平成21年8月21日～平成51年8月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

(注) 1. 新株予約権者は、当社取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者は、以下の( )又は( )に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

( ) 新株予約権者が、平成51年7月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成51年7月21日から平成51年8月20日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）までとする。

( ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合  
当該承認日の翌日から15日間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）とする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記 の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

1. 割り当てを受けた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割り当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

( ) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社取締役または執行役員を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

( ) 上記( )のほか、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

2. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合、承認日の翌日から15日間を経過する日までに権利行使されなかった新株予約権は、15日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

3. 当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

会社法に基づき発行した新株予約権

株主総会の特別決議日(平成21年6月26日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	3,965個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,965株
新株予約権の行使時の払込金額	96,500円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日～平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 96,500円 資本組入額 48,250円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

各新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象

会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

譲渡による新株予約権の取得の制限

再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

1. 割当てを受けた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。ただしこの取得及び消却処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

( ) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員その他これに準ずる地位を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

( ) 当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

2. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合、承認日の翌日から15日間が経過する日までに権利行使されなかった新株予約権は、15日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

3. 当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

会社法に基づき発行した新株予約権（第三者割当）

取締役会の決議日（平成22年5月14日）	
第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）	
新株予約権の数	50,008個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	50,008株
新株予約権の行使時の払込金額	当初行使価額一株当たり111,870円 行使価額は、新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の92%に相当する金額に修正されるが、その価額が下限行使価額（81,383円）を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。
新株予約権の行使期間	平成22年6月1日～平成24年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 資本組入額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権等であり、当該行使価額修正条項付新株予約権等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は50,008株、割当株式数は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正の基準及び頻度

修正の基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の株式会社東京証券取引所における普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げる。）が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。

修正の頻度：行使の際に上記に記載の条件に該当する都度、修正される。

(3) 行使価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限

行使価額の下限 81,383円

新株予約権の目的となる株式の数の上限

50,008株（平成22年3月31日現在の普通株式の発行済株式総数の8.55%）

(4) 当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり601円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり601円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定できることとなっており、所有者であるメリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を20取引日の期間中に行使することをコミットします。但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の5日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができます。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、約2年間の行使可能期間のうち最後の1ヶ月間及び上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要し、本新株予約権が譲渡された場合でも、コミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、当社がメリルリンチ日本証券に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利は、譲受人に引き継がれます。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(7) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(8) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

会社法に基づき発行した新株予約権

株主総会の特別決議日（平成22年6月29日）	
第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）	
新株予約権の数	810個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	810株
新株予約権の行使時の払込金額	104,800円
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日～平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 104,800円 資本組入額 52,400円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
- 各新株予約権の一部行使は、できないものとする。
- その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権の行使期間
- 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
- 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- 新株予約権の取得条項
1. 割当てを受けた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。ただしこの取得及び消却処理については、権利行使期間が終了した後一括して行うことができるものとする。
- ( ) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員その他これに準ずる地位を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合
- ( ) 当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合
2. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合、承認日の翌日から15日間が経過する日までに権利行使されなかった新株予約権は、15日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。
3. 当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第 2 四半期会計期間 (平成22年 7月 1日から 平成22年 9月30日まで)	第 3 四半期会計期間 (平成22年10月 1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(注) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の残高はありますが、行使されておりませんので記載はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月 1日～ 平成22年12月31日	-	585,192	-	8,603	-	2,211

( 6 ) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第 3 四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。



(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 50,008		
完全議決権株式(その他)	普通株式 535,184	535,184	
発行済株式総数	585,192		
総株主の議決権		535,184	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式1株が含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ゲオ	愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3	50,008		50,008	8.54
計		50,008		50,008	8.54

(注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は、51,364株であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	102,700	105,900	117,000	109,700	107,900	101,400	92,600	93,300	99,300
最低(円)	91,800	97,200	104,800	102,100	95,200	92,800	73,600	83,400	87,200

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

#### 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役副社長	財務部、経営企画部、 情報管理部担当	取締役副社長	財務部、経営企画 部、情報管理部担当 兼財務部長	久保田 貴之	平成22年7月1日
代表取締役会長	営業本部、運営本部 担当	代表取締役会長		沢田 喜代則	平成22年10月1日
代表取締役社長	総務本部、経理本部、 商品本部、コンプラ イアンス部、監査部 担当兼商品本部長	代表取締役社長	総務部、人事部、経 理部、コスト削減 部、コンプライア ンス部、監査部担当	森原 哲也	平成22年10月1日
取締役副社長	財務本部、経営企画 本部担当	取締役副社長	財務部、経営企画 部、情報管理部担当	久保田 貴之	平成22年10月1日
取締役	流通本部担当兼流通 本部長	取締役		吉川 恭史	平成22年10月1日
取締役	システム本部担当兼 システム本部長	取締役	システム企画部、シ ステム開発部、シ ステム運用部、シ ステム管理部担当	大橋 一太	平成22年10月1日
取締役	業務改善プロジェクト 担当	取締役	流通本部担当兼流 通本部長	吉川 恭史	平成23年2月1日

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64条、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	22,753	19,387
受取手形及び売掛金	9,014	6,760
商品	16,049	14,033
販売用不動産	2 787	2 1,562
仕掛販売用不動産	2 1,957	2 2,505
貯蔵品	316	220
その他	9,076	10,362
貸倒引当金	163	141
流動資産合計	59,792	54,692
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1, 2 16,011	1, 2 10,792
その他(純額)	1, 2 34,366	1, 2 24,133
有形固定資産合計	50,378	34,925
無形固定資産		
のれん	4,738	3,968
その他	1,250	1,505
無形固定資産合計	5,988	5,473
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2 16,424	2 13,431
その他	2 10,353	2 12,216
貸倒引当金	1,605	2,223
投資その他の資産合計	25,172	23,424
固定資産合計	81,538	63,824
資産合計	141,330	118,516

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,605	11,679
短期借入金	<sub>2</sub> 5,774	<sub>2</sub> 6,456
1年内返済予定の長期借入金	<sub>2</sub> 12,582	<sub>2</sub> 12,055
引当金	610	1,283
その他	<sub>2</sub> 12,282	<sub>2</sub> 14,610
流動負債合計	49,855	46,086
固定負債		
社債	<sub>2</sub> 3,371	<sub>2</sub> 2,673
長期借入金	<sub>2</sub> 30,622	<sub>2</sub> 24,432
引当金	473	278
資産除去債務	2,879	-
その他	7,913	5,534
固定負債合計	45,260	32,918
負債合計	95,115	79,005
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	8,603	8,595
資本剰余金	9,263	9,255
利益剰余金	28,950	24,427
自己株式	4,195	4,069
株主資本合計	42,622	38,208
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	120	46
評価・換算差額等合計	120	46
新株予約権	200	155
少数株主持分	3,272	1,100
純資産合計	46,215	39,510
負債純資産合計	141,330	118,516

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	181,654	188,472
売上原価	111,737	111,783
売上総利益	69,916	76,688
販売費及び一般管理費	59,589	67,658
営業利益	10,327	9,030
営業外収益		
受取利息	80	108
負ののれん償却額	219	-
受取保険金	248	446
その他	570	894
営業外収益合計	1,119	1,448
営業外費用		
支払利息	640	647
その他	293	421
営業外費用合計	933	1,069
経常利益	10,512	9,409
特別利益		
貸倒引当金戻入額	122	-
店舗閉鎖損失引当金戻入額	38	-
負ののれん発生益	-	1,498
その他	21	260
特別利益合計	182	1,758
特別損失		
減損損失	1,068	510
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,312
その他	474	321
特別損失合計	1,542	2,143
税金等調整前四半期純利益	9,152	9,024
法人税、住民税及び事業税	3,461	1,997
法人税等調整額	701	1,068
法人税等合計	4,162	3,066
少数株主損益調整前四半期純利益	-	5,958
少数株主利益又は少数株主損失( )	20	62
四半期純利益	4,969	6,020

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	66,327	73,075
売上原価	41,931	44,747
売上総利益	24,395	28,327
販売費及び一般管理費	19,979	23,354
営業利益	4,416	4,972
営業外収益		
受取利息	30	33
負ののれん償却額	71	-
受取保険金	-	139
受取手数料	175	-
その他	181	92
営業外収益合計	457	264
営業外費用		
支払利息	215	216
その他	95	76
営業外費用合計	311	293
経常利益	4,563	4,944
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	21
店舗閉鎖損失引当金戻入額	25	10
その他	7	9
特別利益合計	32	40
特別損失		
固定資産除却損	-	104
投資有価証券評価損	59	-
減損損失	126	195
その他	52	95
特別損失合計	238	395
税金等調整前四半期純利益	4,356	4,589
法人税、住民税及び事業税	1,223	335
法人税等調整額	638	206
法人税等合計	1,861	129
少数株主損益調整前四半期純利益	-	4,460
少数株主利益又は少数株主損失( )	134	38
四半期純利益	2,360	4,499

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	9,152	9,024
減価償却費	2,545	3,744
レンタル用資産減価償却費	10,970	9,589
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,312
減損損失	1,068	-
負ののれん発生益	-	1,498
賞与引当金の増減額(は減少)	413	417
受取利息及び受取配当金	101	131
支払利息	640	647
売上債権の増減額(は増加)	1,028	1,633
たな卸資産の増減額(は増加)	3,630	806
仕掛販売用不動産等の増減額(は増加)	2,543	-
レンタル用資産取得による支出	9,734	10,076
仕入債務の増減額(は減少)	4,810	6,539
その他	1,081	1,485
小計	25,166	17,779
利息及び配当金の受取額	89	118
利息の支払額	626	684
法人税等の支払額	3,441	2,317
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>21,186</b>	<b>14,896</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	1,294	4,506
無形固定資産の取得による支出	262	335
有価証券の取得による支出	2,800	3,650
投資有価証券の取得による支出	728	-
有価証券の売却による収入	1,500	5,300
貸付けによる支出	-	1,514
子会社株式の取得による支出	181	2,366
その他	892	676
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,659</b>	<b>7,750</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	13,100	16,837
短期借入金の返済による支出	9,224	17,520
長期借入れによる収入	7,401	15,310
長期借入金の返済による支出	12,124	12,157
社債の発行による収入	1,183	794
社債の償還による支出	5,733	1,877
ファイナンス・リース債務の返済による支出	2,160	2,024
配当金の支払額	1,326	1,492
その他	31	116
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>8,917</b>	<b>2,246</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,610	4,900
現金及び現金同等物の期首残高	18,208	19,650
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	22	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	25,841	24,550



【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、株式会社エイシスは新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>また、第2四半期連結会計期間より、株式会社ウェアハウスは新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>また、当第3四半期連結会計期間において、連結子会社であった株式会社ゲオサプライ、株式会社ゲオイエス、株式会社ゲオリークル、株式会社ゲオグローバル、株式会社ゲオナイン、株式会社ゲオフロンティア、株式会社ゲオエブリ、株式会社ゲオシティ、株式会社ゲオステーション、株式会社ゲオアクティブ、株式会社スパイキーを平成22年10月1日付で当社に吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、当第3四半期連結会計期間より、株式会社ゲオビジネスサポートは新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 14社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更</p> <p>第2四半期連結会計期間において、株式会社アークコアは株式の一部を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 2社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益は130百万円、税金等調整前四半期純利益は1,442百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は2,003百万円であります。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間  
(自平成22年4月1日  
至平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書)

- 1 「負ののれん償却額」については、前第3四半期連結累計期間までは区分掲記しておりましたが、当第3四半期連結累計期間において金額的重要性が乏しいため、営業外収益の「その他」に含めて表示することといたしました。  
なお、当第3四半期連結累計期間の「負ののれん償却額」は137百万円であります。
- 2 「貸倒引当金戻入額」については、前第3四半期連結累計期間までは区分掲記しておりましたが、当第3四半期連結累計期間において特別利益総額の100分の20以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示することといたしました。  
なお、当第3四半期連結累計期間の「貸倒引当金戻入額」は67百万円であります。
- 3 「店舗閉鎖損失引当金戻入額」については、前第3四半期連結累計期間までは区分掲記しておりましたが、当第3四半期連結累計期間において特別利益総額の100分の20以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示することといたしました。  
なお、当第3四半期連結累計期間の「店舗閉鎖損失引当金戻入額」は40百万円であります。
- 4 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

- 1 前第3四半期連結累計期間まで区分掲記しておりました「減損損失」(当第3四半期連結累計期間は510百万円)は、金額的重要性が乏しいため、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示することといたしました。
- 2 前第3四半期連結累計期間まで区分掲記しておりました「仕掛販売用不動産等の増減額」(当第3四半期連結累計期間は727百万円)は、金額的重要性が乏しいため、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示することといたしました。
- 3 前第3四半期連結累計期間まで区分掲記しておりました「投資有価証券の取得による支出」(当第3四半期連結累計期間は1百万円)は、金額的重要性が乏しいため、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示することといたしました。
- 4 前第3四半期連結累計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「貸付けによる支出」については、重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記することといたしました。  
なお、前第3四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「貸付けによる支出」は 212百万円であります。

当第3四半期連結会計期間  
(自平成22年10月1日  
至平成22年12月31日)

(四半期連結貸借対照表)

- 前第3四半期連結会計期間において、「有形固定資産」として一括表示しておりました「建物及び構築物」は、当第3四半期連結会計期間において資産総額の100分の10を超えたため、当第3四半期連結会計期間より区分掲記することといたしました。  
なお、前第3四半期連結会計期間の「建物及び構築物」は11,130百万円であります。
- 「有価証券」については、前第3四半期連結会計期間は区分掲記しておりましたが、当第3四半期連結会計期間において資産総額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することといたしました。  
なお、当第3四半期連結会計期間の「有価証券」は700百万円であります。
- 「未払法人税等」については、前第3四半期連結会計期間は区分掲記しておりましたが、当第3四半期連結会計期間において資産総額の100分の1以下となったため、流動負債の「その他」に含めて表示することといたしました。  
なお、当第3四半期連結会計期間の「未払法人税等」は631百万円であります。
- 「負ののれん」については、前第3四半期連結会計期間は区分掲記しておりましたが、当第3四半期連結会計期間において金額的重要性が乏しいため、固定負債の「その他」に含めて表示することといたしました。  
なお、当第3四半期連結会計期間の「負ののれん」は20百万円であります。

(四半期連結損益計算書)

- 前第3四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」は、当第3四半期連結会計期間において営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間より区分掲記することといたしました。  
なお、前第3四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取保険金」は66百万円であります。
- 「負ののれん償却額」については、前第3四半期連結会計期間までは区分掲記しておりましたが、当第3四半期連結会計期間において金額的重要性が乏しいため、営業外収益の「その他」に含めて表示することといたしました。  
なお、当第3四半期連結会計期間の「負ののれん償却額」は6百万円であります。
- 前第3四半期連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、当第3四半期連結会計期間において特別損失総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間より区分掲記することといたしました。  
なお、前第3四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産除却損」は11百万円であります。
- 「投資有価証券評価損」については、前第3四半期連結会計期間までは区分掲記しておりましたが、当第3四半期連結会計期間において特別損失総額の100分の20以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示することといたしました。  
なお、当第3四半期連結会計期間の「投資有価証券評価損」は29百万円であります。
- 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

( 四半期連結貸借対照表関係 )

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 117,920 百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 99,060 百万円
2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。	2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。
(1) 担保に供している資産	(1) 担保に供している資産
販売用不動産 624 百万円	販売用不動産 529 百万円
仕掛販売用不動産 1,957 "	仕掛販売用不動産 1,071 "
建物及び構築物 2,755 "	建物及び構築物 2,805 "
有形固定資産その他 9,252 "	有形固定資産その他 6,441 "
敷金及び保証金 150 "	敷金及び保証金 150 "
投資その他の資産その他 316 "	投資その他の資産その他 363 "
合計 15,057 百万円	合計 11,361 百万円
(2) 上記に対応する債務	(2) 上記に対応する債務
短期借入金 2,974 百万円	短期借入金 4,300 百万円
1年内返済予定の長期借入金 2,533 "	1年内返済予定の長期借入金 2,399 "
社債 1,835 "	社債 1,252 "
長期借入金 7,291 "	長期借入金 4,370 "
流動負債その他 59 "	流動負債その他 59 "
合計 14,693 百万円	合計 12,381 百万円
	上記担保資産のうち、子会社である株式会社ゲオエ ステートの建設仮勘定3,793百万円を株式会社ユニ ディオコーポレーションの銀行借入金の物上保証に 供しております。

( 四半期連結損益計算書関係 )

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。
給料手当 21,952百万円	給料手当 24,468百万円
賞与引当金繰入額 407 "	
前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。
給料手当 7,700百万円	給料手当 8,550百万円
賞与引当金繰入額 407 "	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 25,841	現金及び預金勘定 22,753
有価証券勘定 1,350	流動資産その他(預け金) 1,797
償還期間が3ヶ月を超える債券等 1,350	現金及び現金同等物 24,550
現金及び現金同等物 25,841	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 585,192株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 51,364株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 第7回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式  
新株予約権の目的となる株式の数 50,008株  
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 30百万円

(2) ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 170百万円(親会社167百万円、連結子会社3百万円)

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	748	1,400	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	749	1,400	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	メディア事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	アミューズメント事業 (百万円)	リユース事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	57,069	687	1,427	5,672	1,469	66,327	-	66,327
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	19	-	0	5	12	38	(38)	-
計	57,089	687	1,427	5,677	1,482	66,365	(38)	66,327
営業利益又は営業損失( )	4,238	43	5	429	98	4,804	(387)	4,416

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	メディア事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	アミューズメント事業 (百万円)	リユース事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	152,604	5,500	4,347	14,576	4,625	181,654	-	181,654
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	80	-	0	7	33	122	(122)	-
計	152,684	5,500	4,347	14,584	4,658	181,776	(122)	181,654
営業利益又は営業損失( )	11,351	471	243	142	69	11,792	(1,464)	10,327

(注) 1 事業区分の方法

前第3四半期連結累計期間

事業区分は内部管理上採用している区分によっております。なお、第2四半期会計期間より株式会社フュージョンを連結子会社とし、メディア事業及びリユース事業に含めております。また、第1四半期連結会計期間より事業内容を適切に表現するために、リサイクル事業をリユース事業に名称変更しております。名称変更による事業区分の変更はありません。

2 各事業の主な製品

- (1) メディア事業.....パッケージソフトの流通・レンタル・販売を中心とした各種メディアの提供
- (2) 不動産事業.....不動産の販売・賃貸
- (3) アミューズメント事業.....映画館・ボウリング場・ゲーム施設・カラオケ等の娯楽遊戯施設の運営
- (4) リユース事業.....衣料・服飾雑貨・電気製品等のリサイクル買取販売
- (5) その他事業.....フィットネス施設の運営・ネットカフェの運営・卸売業・コンテンツ開発等

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は主に、商品のレンタル・中古買取販売・新品販売と、ゲーム機器・ボウリング施設・映画劇場・フィットネス施設等の遊戯娯楽施設の運営、不動産の企画開発・販売を行っております。

商品のレンタル・中古買取販売・新品販売については、企業および一般消費者から仕入れた商品を店舗にてレンタル・販売する小売チェーン展開を行っており、遊戯娯楽施設の運営および不動産の企画開発・販売についてはそれぞれ独立した事業子会社において、事業戦略の立案ならびに事業活動を展開しております。したがって、当社は提供する商品サービス及び提供形態を基礎とした事業種類別のセグメントから構成されており、小売サービス事業、不動産事業、アミューズメント事業の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	小売サー ビス	不動産	アミュー ズメント	計				
売上高								
外部顧客への売上高	175,174	2,691	8,448	186,314	2,158	188,472	-	188,472
セグメント間の内部 売上高又は振替高	24	-	0	24	51	76	76	-
計	175,199	2,691	8,448	186,338	2,210	188,549	76	188,472
セグメント利益又はセグ メント損失( )	10,404	128	19	10,514	49	10,563	1,533	9,030

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、卸売事業及びその他のサービス事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 1,533百万円には、セグメント間取引消去 76百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,456百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	小売サー ビス	不動産	アミュー ズメント	計				
売上高								
外部顧客への売上高	67,978	1,136	3,164	72,279	795	73,075	-	73,075
セグメント間の内部 売上高又は振替高	6	-	0	6	21	27	27	-
計	67,984	1,136	3,164	72,285	817	73,103	27	73,075
セグメント利益又はセグ メント損失( )	5,551	49	53	5,547	70	5,618	645	4,972

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、卸売事業及びその他のサービス事業を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額 645百万円には、セグメント間取引消去 27百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 617百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 受取手形及び売掛金	9,014	9,014	-
(2) 支払手形及び買掛金	18,605	18,605	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

共通支配下の取引等

1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

	名称	事業の内容
結合企業	株式会社ゲオ	グループ経営企画・管理
被結合企業	株式会社ゲオサプライ	メディアショップフランチャイズ運営、商品流通業
	株式会社ゲオイエス	メディアショップ運営
	株式会社ゲオリークル	メディアショップ運営
	株式会社ゲオグローバル	メディアショップ運営
	株式会社ゲオナイン	メディアショップ運営
	株式会社ゲオフロンティア	メディアショップ運営
	株式会社ゲオエブリ	メディアショップ運営
	株式会社ゲオシティ	メディアショップ運営
	株式会社ゲオステーション	メディアショップ運営
	株式会社ゲオアクティブ	メディアショップ運営
	株式会社スパイキー	マーケティング事業

(2) 企業結合日

平成22年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ゲオ

(5) その他取引の概要に関する事項

これまでにおきましては、M&Aや民事再生支援などで取得した事業会社の資源を有効活用することと、各地域における運営効率を上げることを優先として地域別運営会社体制を採っておりましたが、運営本部機能や管理部門機能を1社に集約することにより、より効率化した運営体制とすることができ、店舗展開のスピードアップができることと、事務コストの削減が可能であることから、メディア事業の収益向上を図ることができると判断し、合併することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

賃貸等不動産において、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

四半期連結会計期間末の時価	11,044 百万円
四半期連結貸借対照表計上額	10,944百万円

( 1 株当たり情報 )

1 . 1 株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	80,068.06 円	1株当たり純資産額	71,512.78 円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	9,289.21 円	1株当たり四半期純利益金額	11,259.88 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	9,278.48 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	11,232.68 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	4,969	6,020
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	4,969	6,020
期中平均株式数(株)	534,936	534,710
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	0	
(うち連結子会社の発行する潜在株式調整額)	(0)	
普通株式増加数(株)	598.90	1,294.85
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	4,412.28 円	1株当たり四半期純利益金額	8,421.48 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4,398.22 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	8,404.14 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	2,360	4,499
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,360	4,499
期中平均株式数(株)	534,936	534,248
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	1	
(うち連結子会社の発行する潜在株式調整額)	(1)	
普通株式増加数(株)	1,350.00	1,101.98
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成22年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 中間配当による配当金の総額・・・749百万円
- (2) 1株当たりの金額・・・1,400円
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・平成22年12月10日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

株式会社ゲオ  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野 信勝 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 瀧 沢 宏 光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゲオの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゲオ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月7日

株式会社ゲオ  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野 信勝 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 瀧 沢 宏 光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゲオの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゲオ及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より資産除去債務に関する会計基準を適用している。

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より企業結合に関する会計基準等を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。